株式会社地域経済活性化支援機構が取得した不動産権利等の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の一部を改正する省令

株式会社地域経済活性化支援機構が取得した不動産権利等の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成二十一年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

題名中「移転登記」を「移転登記等」に改める。

本則中「登記」を「登記又は登録」に、「同条に規定する債権買取り等の申込みに基づく債権の買取りにより」を「同法第二十二条第一項第一号に掲げる債権の買取りの業務、同項第二号イに掲げる資金の貸付けの業務又は同項第三号に規定する特定債権買取りの業務に伴い」に改める。

附　則

この省令は、株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十七号）の施行の日（平成二十六年十月十四日）から施行する。

○文部科学省経済産業省令第五号

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十九号）の施行に伴い、特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月十日

文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　小渕　優子

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令の一部を改正する省令

特別会計に関する法律施行令第五十二条第一項第五号に規定する事務の区分を定める省令（平成十九年文部科学省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第五十二条第一項第五号」を「第五十二条第一項第六号」に改める。

本則中「第五十二条第一項第七号イ」を「第五十二条第一項第八号イ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十月十四日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第九号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第六条の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月十日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「あつたとき」の下に「（第三号に規定する親族関係にあつては、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者とが同居していた場合に限る。）」を加える。

第十条第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第二条各号のいずれかに定める事由がある場合において、犯罪行為が、次のアからウまでに掲げるいずれかの行為（次項第一号において「児童虐待等」という。）に該当すると認められるとき（第四条又は第五条に定める事由（これらに準ずるものを含む。）がある場合及び第六条第一号に定める事由（これに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の二を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合

ア　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による児童虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。）に掲げる行為を除き、当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による高齢者虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。）

イ　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第三項に規定する高齢者虐待（同条第四項第二号、第五項第一号ホ及び同項第二号（第一号ホに係る部分に限る。）に掲げる行為を除き、当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による高齢者虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。）

ウ　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第二項に規定する障害者虐待（同条第六項第二号、第七項第五号及び第八項第五号に掲げる行為を除き、当該犯罪行為が行われた時に、当該加害者による障害者虐待により当該犯罪被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合に限る。）

3　次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、法第九条の規定による額を支給するものとする。

一　第一項第二号の規定に該当する場合（第三条に定める事由がある場合に限る。）において、犯罪行為が、児童虐待等に該当すると認められるとき（第六条第一号に定める事由（これに準ずるものを含む。）がある場合及び第六条第二号又は第七条前段に定める事由（これらに準ずるものを含む。）があり、法第九条の規定による額に三分の一を乗じて得た額を支給しないことが社会通念上適切であると認められる場合を除く。）又はこれに準ずる事情がある場合

二　前項の規定に該当する場合において、第六条第二号又は第七条に定める事由がないことその他の当該犯罪に係る事情を勘案して特に必要と認められるとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正後の第二条第三号、第三条並びに第十条第二項及び第三項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。